

「監査論入門」練習問題の解答

【練習問題 1】

1

①	直接金融方式	②	間接金融方式	③	記録的事実
④	会計上の慣習	⑤	判断	⑥	独立
⑦	信頼性	⑧	二重責任の原則	⑨	財務諸表
⑩	監査意見				

2 (1) × pp. 8-10 参照

【理由】監査人が財務諸表監査の結果、財務諸表の適正性に関して表明する監査意見は、絶対的な保証ではなく、合理的な保証です。それは、①財務報告の性質、②監査手続の性質、③監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性という、財務諸表監査に固有の限界があるため、絶対的な保証はできないことを理由としています。

(2) × pp. 14-15 参照

【理由】流通市場における開示制度の場合、有価証券報告書、内部統制報告書および臨時報告書はすべての企業による開示が求められていますが、半期報告書は上場会社で金融機関や保険会社等にだけ提出義務があります。

【練習問題 2】

1

①	財務諸表	②	不正リスク	③	パイロット
④	基本的な方針	⑤	詳細な監査計画	⑥	監査の方向性
⑦	監査リスク	⑧	(実施の)範囲	⑨	企業側で対処すべき
⑩	監査人側で考慮すべき	⑪	(企業の)経営者	⑫	監査人

2 (1) × pp. 29-30 参照

【理由】監査人は、リスク・アプローチ監査において用いる5つのリスク

のうち企業内で発生するリスクについては、直接的にも間接的にも変動させることはできず、ただ評価するだけです。監査人が変動させることができるリスクは、監査人側で考慮すべきリスクだけです。

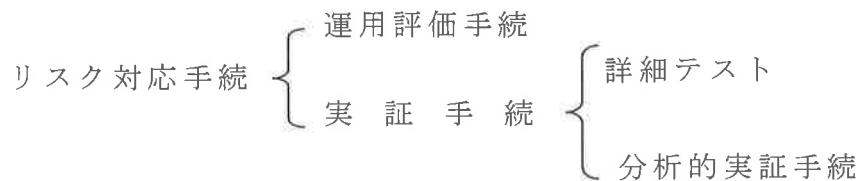
(2) ☐× pp. 32-34 参照

【理由】 $A R = R M M \times D R$ なので、重要な虚偽表示のリスク（R MM）が高い場合には、監査リスク（A R）を一定の低い水準に保つためには、発見リスク（D R）を低くしなければならなりません。そのためには、監査人は、強い証明力をもつ監査証拠を入手する必要があります。【図表 2-2】(p. 33) を参照してください。

(3) ☐× p. 37 参照

【理由】監査人が行う内部統制の運用評価手続と実証手続は、リスク評価手続ではなくリスク対応手続です。リスク対応手続には運用評価手続と実証手續があり、さらに実証手続には詳細テストと分析的実証手続があります。次の【図表 7-5】(p. 119) のとおりです。

【図表 7-5】リスク対応手続の構成



【練習問題 3】

1

①	職業的専門家	②	専門能力	③	知識の蓄積
④	公正不偏の態度	⑤	独立の立場	⑥	外観
⑦	正当な注意	⑧	懷疑心	⑨	正当な理由

2 (1) ☐× p. 48 参照

【理由】個別の財務諸表項目に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になりがちだったために監査人が評価することにしたのは、ア

サーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクだけではなく、財務諸表全体レベルとアサーション・レベルの2つの重要な虚偽表示のリスクです。

(2) ☐× p. 52 参照

【理由】監査基準に「監査の目的」基準を設けた理由は、財務諸表監査の目的を利害関係者に理解してもらうためであって、被監査会社に理解してもらうためではありません。

(3) ☐× p. 55 参照

【理由】正当な注意と懐疑心の基準を監査の実施面で展開した基準が実施基準であり、報告面では報告基準です。このため、正当な注意と懐疑心の基準に準拠して監査を行うことは、実施基準と報告基準に準拠して監査を行うことになります。

【練習問題4】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽の表示	③	誤った(監査)意見
④	固有リスク	⑤	統制リスク	⑥	発見リスク
⑦	重要な虚偽表示のリスク	⑧	事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ	⑨	監査上の重要性
⑩	監査計画				

2 (1) ☐× pp. 66-67 参照

【理由】監査人は固有リスクの程度を変動させることはできず、評価することしかできません。

(2) ☐× pp. 69-70 参照

【理由】事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチは、従来のリスク・アプローチにおいて潜在していた監査人が注意を払うべきポイントを顕在化させたもので、基本的な考え方やスキームは従来のリスク・アプローチと同じです。

(3) ☐× pp. 74-75 参照

【理由】監査上の重要性は、監査計画の策定段階のみならず、監査の実施段階においても、監査上の重要性を考慮しなければなりません。

【練習問題 5】

1

①	統制環境	②	リスクの評価	③	統制活動
④	情報と伝達	⑤	監視活動	⑥	業務処理統制
⑦	全般統制	⑧	日常的監視活動	⑨	独立的評価
⑩	内部監査				

2 (1) ☐× p. 78, pp. 80-82 参照

【理由】COSO 報告書における内部統制の目的は、業務の有効性と効率性の追求、財務報告の信頼性の確保、および事業経営に関連する法規の遵守の3つであり、資産の保全は内部統制の目的となっていません。資産の保全が独立して設定されているのは、企業会計審議会が制定した内部統制の目的（pp. 176-177 参照）においてです。

(2) ☐× pp. 78-79 参照

【理由】COSO 報告書における内部統制の目的は、①業務の有効性と効率性の追求、②財務報告の信頼性の確保、そして③事業経営に関連する法規の遵守があります。このうち、監査人が理解し評価しなければならない内部統制の目的は、②財務報告の信頼性を確保する目的をもつ内部統制に限られます。逆にいえば、監査人は、①と③の内部統制は、②に関係がある場合にのみ取り上げて評価すればよいのです。

(3) ☐× p. 83 参照

【理由】業務処理統制においては、取引が承認され、漏れなく正確に記録され、そして適時にかつ適切に処理されることが必要です。

(4) ☐× pp. 88-89 参照

【理由】内部統制には、固有の限界として、①判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があること、②当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引

等には、必ずしも対応しない場合があること、③組織の経営判断において、費用と便益とを比較衡量して整備・運用されること、そして、④経営者が不当な目的のために内部統制を無効ならしめることがあること、という4つの限界があります。

【練習問題6】

1

①	監査期間	②	終了	③	最終段階
④	反復	⑤	監査責任者	⑥	洞察力
⑦	リスク評価	⑧	基本的な方針	⑨	リスク対応手続

2 (1) ☑ X pp. 96-97 参照

【理由】監査人は、企業の重要な虚偽表示のリスクを評価し、その評価結果を踏まえたうえで発見リスクの水準を決定します。決定された発見リスクは、監査計画として具体的に示されます。つまり、決定された発見リスクを具体化したものが監査計画です。したがって、発見リスクと監査計画とは密接な関係があります。

(2) ☑ X pp. 96-98 参照

【理由】監査人は、監査業務実施の前に、監査契約の更新の可否や独立性をふくむ職業倫理に関する規定の検討を完了しなければなりません。そのため、継続監査においては、前年度の監査の終了直後または前年度の監査の最終段階からこの検討を開始します。もし、やむを得ない事情があったとしても、このことは変わりません。

(3) ☑ X pp. 102-103 参照

【理由】監査手続指示書は、監査責任者が全勘定科目について作成し監査メンバーに渡すことによって、各監査メンバーの職務を適切に指示・監督します。すなわち、監査責任者は、監査メンバーが作成した監査調書を査閲して、自らが指示した監査手続指示書と監査メンバーが行った実際の監査業務とを対照しながら監査メンバーに指導を行うのです。したがって、監査手続指示書は、監査チームのメンバーに対する

る監査実施上の指導用具として機能するものです。

【練習問題 7】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽表示	③	監査上の重要性
④	監査計画	⑤	リスク・アプローチ	⑥	企業および企業環境
⑦	リスク評価	⑧	財務諸表全体レベル の重要な虚偽表示	⑨	アサーション・レベ ルの重要な虚偽表示
⑩	全般的な対応	⑪	運用評価手続	⑫	実証手続
⑬	リスク対応				

2 (1) ☑ × p. 110 参照

【理由】重要性の基準値を決定する際に用いた過年度の財務諸表数値または当年度の予想利益と、当年度の実績値とが大きく乖離した場合には、監査人は、重要性の基準値や手続実施上の重要性の改定を検討する必要があります。監査人は、重要性の基準値を改定した場合、発見リスクに及ぼす影響を考慮するとともに、すでに実施した監査手続への影響も検討する必要があります。状況によっては、追加的な監査手続を実施することもあります。

(2) ☑ × p. 111 参照

【理由】リスク・アプローチ監査においては、まず、リスク評価手続を実施して重要な虚偽表示のリスクの識別と評価を行います。次いで、識別した重要な虚偽表示のリスクが、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクなのか、それともアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクなのかについて判断します。そして、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクであれば、全般的な対応を行い、アサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクであれば、リスク対応手続を実施します。したがって、リスク評価手続とリスク対応手続を同時並行的に実施するわけではありません。

(3) ☑ × p. 112 ワンポイントレッスン 28 参照

【理由】買掛金の過小計上（網羅性）を検証する場合、帳簿に計上された買掛金を検証することは目的に適合していません。網羅性の検証とは、帳簿に計上された買掛金以外に買掛金が存在していないかどうかの検証なので、帳簿以外の買掛金の有無を検証しなければならないからです。このため、網羅性の検証では、期末日後の支払状況、未払の請求書・仕入先からの支払通知書、検収報告書などの検証を行う必要があります。

【練習問題8】

1

①	職業倫理	②	限定付適正意見	③	不適正意見
④	情報提供				

2 (1) ✕ p. 133 参照

【理由】監査人は、財務諸表の適正性に対する意見表明の基礎として十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するためには、認められた権限をもつ者が当該財務諸表に対して責任を認めたことについて監査証拠を入手しなければなりません。

(2) ✕ pp. 137-138 参照

【理由】監査報告書において「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った」旨の記載をすることは、実施した監査全体の質が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」が求める最低限の水準を達成していることを明示するものです。

(3) ✕ pp. 143-145 参照

【理由】監査人は、意見不表明の場合であっても監査報告書を発行しなければなりません。

(4) ✕ pp. 149-150 参照

【理由】強調事項区分に記載される事項は、財務諸表に表示または開示されている事項に限定されます。

【練習問題9】

1

①	監査人	②	一般に公正妥当と認められる監査の基準	③	定期的な検証
④	客観性				

2 (1) X pp. 154 参照

【理由】監査基準の一般基準 6 にいう「監査人」は監査事務所を、7 にいう「監査人」は監査実施の責任者をそれぞれさします。

(2) X p. 162 参照

【理由】監査上の判断の相違には、監査実施者間での判断の相違もふくまれます。

(3) X pp. 163 のワンポイントレッスン 3.8 を参照

【理由】審査担当者には客観性が保持されなければならないため、監査事務所がやむを得ないと判断したとしても、審査担当者が監査チームに代わって意思決定をすることはできません。

(4) X p. 165 参照

【理由】共同監査を担当する複数の監査事務所の品質管理のシステムが同一でないとしても、それらが品質管理基準に準拠したものであれば、監査業務の質は合理的に確保できると考えられます。

【練習問題10】

1

①	財務報告の信頼性	②	全社的な内部統制	③	開示すべき重要な不備
④	内部統制報告書				

2 (1) X pp. 183-184 参照

【理由】監査人は、内部統制監査の実施過程で、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備以外の不備を発見した場合、適切な管理者に適時

に報告しなければなりませんが、必ずしも経営者に報告することまで求められているわけではありません。

(2) ☑ X pp. 177-178 参照

【理由】わが国の内部統制監査は、経営者が作成した内部統制報告書の適正性に関して意見を表明することを目的とする情報監査であり、ダイレクト・リポーティングではありません。

(3) ☑ X pp. 184-187 参照

【理由】内部統制監査報告書は、原則として財務諸表監査の監査報告書にあわせて記載されますが、必ずしもそのことが強制されているわけではありません。

(4) ☑ X pp. 186-187 参照

【理由】財務諸表監査の監査報告書では、「経営者の責任」の区分において内部統制の固有の限界に関する記載はなされません。

【練習問題 11】

1

①	私監査	②	Economy	③	Efficiency
④	Effectiveness	⑤	V F M	⑥	アカウンタビリティ
⑦	パブリック・アカウンタビリティ	⑧	識見委員	⑨	議選委員

2 (1) ☑ X p. 191 参照

【理由】事務総局に対する指揮監督は、会計検査院長が行うのではなく、3名の検査官からなる検査官会議が行うこととなっています。

(2) ☑ X pp. 198-199 参照

【理由】包括外部監査制度は、外部監査人によって、毎年1回以上、当該自治体が適正な行政運営を実施しているかどうかを目的として監査が実施されますが、個別外部監査制度は、住民や議会等の請求や要求があった場合にだけ実施される監査で、毎年1回以上実施されるという訳ではありません。

【練習問題 12】

1

① いない	認められなかった	③ 結論
④ 四半期レビューの対象	⑤ 経営者の責任	⑥ 監査人の責任
⑦ 監査人の結論	⑧ 主題に責任を負う者	⑨ 想定利用者
⑩ 業務実施者		

2 (1) ✕ X pp. 206-207 参照

【理由】四半期レビュー手続は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続は求められていません。

(2) ✕ X pp. 206-207 参照

【理由】四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではありません。

(3) ✕ X pp. 212-213 参照

【理由】保証業務は、財務諸表等の財務情報のみならず、コーポレート・ガバナンスや商品の品質等の非財務情報をはじめ、人や組織等の行為などあらゆるものに対する可能性を秘めています。